

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

郡山市長 令和 年 月 日	住所又は所在地																					
	氏名又は名称																					
	代表者職氏名																					
	電話番号	— —																				
	担当者氏名																					
	法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>																				
指定番号																						

次の事由により納期の特例の要件を欠いたことから、郡山市税条例第37条の4の規定に基づき届け出ます。

- 1 給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなったため
- 2 その他 ()

【注意事項】

- ※ 該当する事由の数字を○で囲んでください。
- ※ この届出書を提出した場合は、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われます。
そのため、提出した日の属する月分以前に特別徴収した税額は、その提出した日の属する月の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は、通常の納期限に納入してください。